

平成 30 年 3 月 22 日現在

1 計画の基本的事項

1) 策定の背景

- ・国民の生活の質の維持・向上を確保しつつ、医療費の過度な増大を防止する必要がある。
- ・国の「医療費適正化基本方針」に即して、本県における医療費の適正化を総合的に推進する必要がある。

→第一期、第二期に続き、第三期計画を策定する。

2) 策定の根拠

高齢者の医療の確保に関する法律第 9 条第 1 項

3) 施策の柱

- ①県民の生涯にわたる健康の保持・増進
- ②適切な医療の効率的な提供
- ③保険者等による医療費適正化の推進

4) 計画の期間

2018（平成 30）年 4 月～2024（平成 36）年 3 月（6 年間）

5) 他の計画との関係

県健康づくり文化創造プラン、県保健医療計画、県介護保険事業支援計画等との整合を図る。

2 医療費を取り巻く現状と課題

(1) 現状

1) 本県の人口の現状

人口減少が進む一方で、75 歳以上の人口は増加すると推計されている。

2) 医療費の動向

◇本県の医療費

- ・平成 28 年度で約 1,989 億円
- ・過去 10 年間では概ね毎年 1～2%の伸び
- ・一人当たり医療費（年齢調整後）は、概ね全国平均並み。

◇後期高齢者（後期高齢者医療制度対象者）の医療費

- ・平成 27 年度で約 816 億円
- ・過去 5 年間で 10.7%増加
- ・一人当たり医療費は全国平均を下回る。
- ・後期高齢者の医療費が県全体の約 4 割を占める。

他、計画には次の項目について記述している。

3) 疾病の状況

4) メタボリックシンドロームの状況

5) 糖尿病の状況

6) 特定健康診査・特定保健指導の実施状況

7) がん検診の受診率

8) 喫煙の状況

9) 飲酒の状況

10) 歯・口腔の健康の状況

11) こころの健康の状況

12) その他の健康づくり

13) 在宅医療の現状

14) ジェネリック医薬品の使用状況

15) かかりつけ薬剤師・薬局の状況

2 医療費を取り巻く現状と課題

(2) 課題と施策の方向性

＜第三期計画における主な取組項目＞

○特定健康診査・特定保健指導の推進支援等

- ・特定健診従事者等の研修の実施
- ・医療機関との連携や過去の特定健診等データを活かした受診勧奨・保健指導の実施

○がん対策

- ・がん罹患しないための生活習慣の改善＜一次予防＞と、がんの早期発見・早期治療＜二次予防＞への対策の実施
- ・個別受診勧奨の強化などがん検診受診率向上のための取組実施

○たばこ対策

- ・未成年者や妊婦の喫煙防止や受動喫煙対策等の推進
- ・禁煙・分煙に取り組んでいる施設の「健康づくり応援施設」としての認定数及び敷地内禁煙施設数の増加の推進

○こころの健康対策

- ・職域でのストレスチェックの実施等によるうつ病等の早期発見・早期治療の推進

○健康づくりの推進

- ・健康づくりのための教育や意識の醸成
- ・日常的な運動習慣が定着する対策の実施
- ・事業所による健康経営の取組の更なる普及、職域における健康づくりの推進

○高齢者の特性を踏まえた疾病予防・重症化予防の推進

- ・生活習慣病等の重症化予防や低栄養防止、高齢者の虚弱（フレイル）対策の取組として、相談や訪問指導等の推進

○医薬品の適正使用の推進

- ・かかりつけ薬剤師・薬局の促進
- ・「お薬手帳」の適切な活用方法の普及

○糖尿病の重症化予防の取組

- ・糖尿病性腎症重症化予防プログラムの策定及び関係機関の協力体制の構築
- ・鳥取県糖尿病対策推進会議等との一層の連携による取組の推進

○医療の適正な受診の促進

- ・重複・多受診者に対する訪問指導の充実
- ・医療費通知の実施、レセプト点検の充実

○ジェネリック医薬品の使用促進

- ・医療機関、薬局等における患者への情報提供の促進
- ・県民への出前講座等による住民理解の促進

3 目標と医療費の見通し

(1) 医療費の適正化に向けた目標

※ 数値目標は2023（平成35）年度目標

1) 県民の生涯にわたる健康の保持・増進に関する目標

項目	主な目標
特定健康診査等の実施率	・ 特定健康診査実施率 70%以上 ・ 特定保健指導実施率 45%以上
メタボ該当者等の割合	・ 該当者の割合 11%以下 ・ 予備群の割合 9%以下
がん対策	・ 75歳未満のがんの年齢調整死亡率（10万人当たり）70人未満 ・ がん検診受診率 胃がん、大腸がん 子宮がん、乳がん } 70%以上 肺がん
たばこ対策	・ 喫煙する者の割合 成人男性 20%以下 成人女性 3%以下 ・ 未成年者の喫煙する者の割合 中学2年生・高校2年生 0%
こころの健康対策	・ ストレスを感じた者の割合（直近1か月でストレスが大いにあったと感じた者） 10%以下 ・ 睡眠による休養を十分にとれていない者の割合 15%以下
健康づくりの推進	・ 運動習慣者の割合 30%以上 ・ 日常生活における1日の歩数 成人男性 8,000歩以上 成人女性 7,000歩以上

2) 適切な医療の効率的な提供に関する目標

項目	主な目標
在宅医療の提供体制の充実	・ 24時間体制の訪問看護ステーションの数 57か所以上
医薬品の適正使用の推進	・ 「お薬手帳」の普及啓発
かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料施設基準届出薬局数	・ 開設許可薬局における左記届出薬局数の割合 70%以上

3) 保険者等による医療費適正化の推進に関する目標

項目	主な目標
データヘルスの推進	全市町村で保健事業実施計画（データヘルス計画）を策定
生活習慣病等の重症化予防の推進	・ 県糖尿病性腎症重症化予防プログラムの策定（平成30年度中） ・ 糖尿病の割合 有病者6%以下 予備群5%以下
ジェネリック医薬品の使用促進	・ ジェネリック医薬品の割合 82%以上

3 目標と医療費の見通し

(2) 計画期間における医療費の見込み

国から提供された推計ツールを用いて算出した医療費の見込みによると次のとおり。

〈2023（平成35）年度における鳥取県の医療費（見込）〉

区分	医療費（見込）
医療費適正化の取組が行われず現状のまま推移した場合	2,219億円
医療費適正化の取組を行った場合	2,196億円
差額（適正化による効果）	23億円

※推計ツールでは、次の目標が達成された場合の効果「適正化効果」として算出される。

- ・ 特定健診実施率、特定保健指導実施率
- ・ 後発医薬品の普及率 等

4 計画の推進・進捗管理等

- ・ 年度ごとに進捗状況を公表するとともに、計画期間の最終年度（2023（平成35）年度）においては進捗状況に関する調査及び分析を行い、それを次期計画に反映させる。
- ・ 計画終了の翌年度（2024（平成36）年度）には第三期計画の実績評価を行い、ホームページ等で公表する。

参考

【鳥取県医療費適正化計画策定評価委員会】

○調査審議する主な事項

医療費適正化計画の策定及び取組の評価に関する事項

○委員

学識経験者、医療を受ける者、保険者、医療の担い手の各代表 計15名以内

○設置 平成28年10月

【計画策定スケジュール】

平成28年11月	委員会で計画（素案）の説明
平成29年7月～11月	委員会で計画素案について協議 →計画案作成 （随時、県議会や関係機関等へ説明）
平成30年1月～2月	パブリックコメント（約3週間） 市町村、保険者協議会へ意見照会 上記意見を踏まえて修正
3月	委員会で計画最終案の決定 →策定、公表